

鳥取市告示第 3 9 9 号
鳥取市水道局告示第 2 5 号

令和 9 年度及び令和 1 0 年度において鳥取市及び鳥取市水道局が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 2 項（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

鳥 取 市 長 深 澤 義 彦

鳥取市水道事業管理者 山 根 陽 一

1 入札参加者資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（以下「業種区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の各号で定める期間に、業種区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
 - ア 3 の表に掲げる第 1 期の受付については、令和 7 年 4 月 1 日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの期間
 - イ 3 の表に掲げる第 2 期の受付については、令和 8 年 4 月 1 日から申請日までの期間
- (3) 国税又は地方税（地方消費税及び鳥取市の市税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。
- (4) 2 (1) により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 鳥取市暴力団排除条例（平成 2 4 年鳥取市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人でないこと。
- (6) 次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 5 5 条第 1 項の規定による測量業者としての登録
 - イ 業種区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定による建築士事務所の登録

2 資格審査の申請手続

- (1) 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類（各種証明書及び住民票の写しは、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出しなければならない。ただし、提出期限及び提出書類について、市長又は水道事業管理者が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

なお、鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下「TCAS」という。）により申請する場合は、TCASに必要な事項を入力し、必要書類を添付すること。

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 総括表（様式第2号）

ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に係る登録内容確認書若しくはその写し、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に係る業務カルテ受領書若しくはその写し又は当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が1（2）の期間内に完了したことを証する書類の写し

オ 市内に本店を有する者及び市外に本店を有する者のうち市内に支社・営業所等を有する者にあつては、測量等業務技術者総括表（鳥取市様式第6号）

カ 使用印鑑届（印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

キ 次の営業年度の貸借対照表又はその写し及び損益計算書又はその写し

（ア）3の表に掲げる第1期の受付については、令和8年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

（イ）3の表に掲げる第2期の受付については、令和9年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

ケ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の地質調査業者現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

コ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の補償コンサルタント現況報告書（同規程別記様式第14号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

サ 法人にあつては商業登記簿の謄本若しくはその写し又は当該法人の登記事項証明書若しくはその写し、個人にあつては当該個人の住民票の抄本若しくはその写し

シ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

ス 1（6）の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書又はその写し

セ ク、ケ及びコの登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書又はその写し

ソ 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書又はその写し

（ア）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

（イ）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その

3の2)

タ 市内に本店を有する者及び市内に営業所、事業所等を有する者にあつては、市税に関する滞納なし証明書

ただし、鳥取市の市税の納税状況を、市が担当課に直接確認することについてTCASで同意した場合又は同意書を提出した場合は、提出不要とする。

チ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

(2) 書面により申請を行う場合は、(1)のア～チに加えて、次の書類を提出すること。

ツ 暴力団等の排除に関する誓約書（鳥取市様式第5号）

テ 提出書類一覧表（様式は、鳥取市公式ウェブサイトから入手すること。）

(3) 様式第1号から様式第3号まで及び鳥取市様式第6号の各書類の記載事項に変更を生じた場合は、測量等業務入札参加資格審査申請書変更届を速やかに提出すること。

3 受付期間

受付期間は次に掲げる期間とし、いずれの期間においても郵送等の場合は必着とし、持参による場合は鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、当該期間以外の期間に提出することができる。

受付期間		
第1期	第1回	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
	第2回	令和9年4月1日から同月30日まで
	第3回	令和9年7月1日から同月31日まで
第2期	第4回	令和9年10月1日から令和10年1月31日まで
	第5回	令和10年4月1日から同月30日まで
	第6回	令和10年7月1日から同月31日まで

4 提出方法

TCASによる電子申請、5の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。

5 提出先

(1) TCASによる電子申請を行う場合

次のURLから必要事項を入力し、必要な資料を添付すること。

<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

(2) 持参、郵送又は信書便により提出する場合

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階

鳥取市総務部検査契約課契約制度係（電話：0857-30-8122）

6 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

7 資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

8 資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和11年3月31日（入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合は、市長が当該事実を確認した日の前日）までとする。ただし、令和11年度及び令和12年度の入札参加資格審査等の申請手続を当該手続の定期申請期間内に行った者（入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合を除く。）については、当該入札参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。